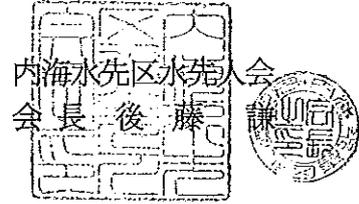


2009.02.06
内海一技09-005 (2)

関係各位



明石海峡及び付近における「2そう曳き」漁業盛漁
期間中の航行安全対策（写）の送付について

拝啓 春寒の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊会水先業務に関し、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて題記航行安全対策に関し、(社)日本船主協会並びに外国船舶協会宛出状致しましたので、その(写)を同封ご送付致しますから御査収願います。(2009.02.06付、内海一技09-005)

船舶航行並びに操業漁船の安全確保につき、関係する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具



2009.02.06
内海一技09-005

(社)日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中

内海水先区水先人会
会長 後藤 謙

明石海峡及び付近における「イカナゴ2そう曳き漁業」
盛漁期間中の航行安全対策

拝啓 向春の候、貴協会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊会水先業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の航行安全対策に関しましては、関係保安部のご指導を始め本船並びに関係各位の御協力により、これまで大きな事故の発生もなく経過してまいりました。

しかしながら、ご承知の通り、標記の操業状況等の航行環境は、当局の指導があるものの船舶の通航にとって改善されることもなく、益々厳しくなりつつあります。

そのような状況下、昨年は遺憾ながら、当会水先人が嚮導中、漁業に関連する海難事故が数件発生し、神戸海上保安部長殿のご指導を受け、明石海峡航路及びその付近に於ける新たな航行安全対策を策定し、貴協会にもご送付した次第です。

つきましては、通航船舶と操業漁船の安全を確保し、海難事故を未然に防止するため、今後とも法令遵守を励行致し、別添の安全対策を講じさせて戴きますので、宜しくお願い申し上げます。

なお、操業開始日（2月下旬から3月初旬）につきましては、後日速報にてご連絡申し上げます。

今後とも関係保安部のご指導をはじめ、本船並びに関係各位のご協力、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

明石海峡及び付近における「2 そう曳き」漁業盛業期間中の航行安全対策

1. 安全対策

(1) 進路警戒船を警戒業務に就く前に航路内の操業状況及び航行環境を確認させ、本船及び水先人に報告し、水先人はこの情報その他、大阪マーチス、巡視船艇の情報を基に本船船長と打合せ航路入航の可否を判断するものとする。

(2) 進路警戒船配備について

日出から正午頃までの間に明石海峡航路を航行する水先人嚮導船舶に対し、進路警戒船1隻を配備する。

注：海上交通安全法に定める 200m以上の危険物積載船及び全長 250m以上の巨大船については従来通り1隻とし、追加配備はしない。

2. 航路入航調整の推進要望について

巨大船、深吃水船、危険物積載船は、日出から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行できるように調整願います。

航行可能な時間帯は、日出30分前までに航路 OUT でき、また、正午以降に航路 IN できる時間帯を言うが、不漁の年は操業時間が延長されることもある。

安全確保のため、2 そう曳き操業日に航路入航調整ができない場合は、過去の実績から西航レーンは略閉塞されるため、航路入航を断念する可能性が高い事をご了承ください。

また、全長 200m未満の船舶についても巨大船と同様、航路が船舶の航行環境に適さない場合、警戒船を手配していても航路に入航できない可能性が高いため、出来るだけ日出前又は昼過ぎに明石海峡航路を通航出来るよう時間調整をお願いします。

3. 漁期及び休漁日

①期 間： 操業開始から当分の間（但し、休漁日（日曜日）を除く）

②参 考： 去年の進路警戒船配備期間は2月28日～3月31日
但し、去年は3月5日に発生した明石海峡での3重衝突のため、航路内での操業は自粛された。

4. 各種情報の入手方法について

(1) 大阪湾海上交通センターのFAX受信

TEL 0799-82-3046 情報番号 3# 及び 7#

(2) インターネット受信方法

ホームページ：<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/index.htm>

大阪湾海上交通センターの画面から 操業漁船情報 をクリック

(3) 携帯電話による受信方法

アドレスは各機種共通

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/m/>

以 上